職場における育児・介護休業等に関するハラスメント対策（第25条）

① 職場における育児・介護休業等に関するハラスメント対策に係る研修の実施の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 全ての労働者。  派遣労働者を受け入れている場合、派遣労働者を含みます。 |
| 実施時期 | 定期的に実施する、調査を行う等職場の実態を踏まえて実施する、管理職層を中心に職階別に分けて実施する等の方法があります。 |
| 本動画資料に加えて周知が必要な事項 | 自社のハラスメントに対する方針、懲戒、相談窓口などの周知が必要です。  就業規則（服務規程、ハラスメント防止規定、懲戒規定）、パンフレット、リーフレット、社内報、社内ホームページ等で周知する方法が考えられます。 |

② 職場における育児・介護休業等に関するハラスメント対策に係る研修の実施に向けたメール文案

|  |
| --- |
| 研修対象者各位  全ての労働者を対象に職場における育児・介護休業等に関するハラスメント研修を実施します。  東京労働局のホームページに掲載されている従業員研修動画の視聴と、職場におけるハラスメントの資料を確認してください。  <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html>  ハラスメントを行った場合は、服務規程違反として懲戒の対象となりますので、（例：ハラスメント防止規定）をご確認ください。  ハラスメントを受けた場合は、（例：コンプライアンス室　内線〇〇〇〇）までご相談ください。 |